

愛媛県緊急時モニタリング計画等 改定概要

■原子力災害対策指針の改正及び愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正を踏まえた修正

原子力災害対策指針 (令和4年7月6日一部改正)	愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編） (令和5年2月修正)
<p>被ばくの可能性がある環境下で活動する者の被ばく線量管理の責任主体等を明確化。</p> <p>(以下、関係箇所抜粋) 第3 緊急事態応急対策 (5) 防護措置及びその他の必要な措置 ⑧ 緊急事態応急対策に従事する者の防護措置 緊急事態応急対策に従事する者が属する組織は、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量を管理し、緊急事態応急対策の実施後に、必要に応じて、当該者に医師による健康診断を受けさせるなど、健康管理に配慮しなければならない。 民間事業者等に緊急事態応急対策の実施を要請した組織は、当該民間事業者等が実施する被ばく線量の管理や健康管理について必要な支援を行わなければならない。</p>	<p>被ばくの可能性がある環境下で活動する者に対する防護資機材の配布について、所属機関が配布し、携行させるよう明確化。</p> <p>(以下、関係箇所抜粋) 3-12-1 防災業務関係者に対する防護資機材の配布 1 防災業務関係者に対する防護資機材の配布 国、県、市町及び原子力事業者は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、次の防護資機材等のうち必要な資機材を配布するとともに、無線機等の通信機器を携帯させ、連絡体制を確保するものとする。 (略) 3 県のとるべき措置 防災業務関係者に資機材を配布するに当たり、県は、重点市町、関係機関等の防災業務関係者が携帯する放射線測定機器、防護服等について、必要に応じ県が保有する資機材を貸与又は支給するものとする。</p>



愛媛県緊急時モニタリング計画及び愛媛県緊急時モニタリング実施要領

緊急時モニタリングセンター（EMC）構成要員の派遣元機関における当該要員の被ばく線量の管理及び当該要員に対する防護服等の配布について、従来は上記関係規定で明確になっておらず、本計画及び実施要領においては、EMCセンター長が実施することとしていたが、関係規定の改正等に伴い、それぞれ下記のとおり変更。

項目	改定前	改定後
EMC構成要員の被ばく管理	EMCセンター長が管理する。	EMC構成要員の派遣元機関が管理する。 (EMCは必要な支援を行う。)
EMC構成要員に対する防護服等の配布	EMCセンター長が配布する。	EMC構成要員の派遣元機関が配布する。 (必要に応じ愛媛県が貸与又は支給する。)

■関連情報・資料の見直し

愛媛県緊急時モニタリング実施要領（資料編）に掲載している関連情報・資料について、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）への重複掲載を解消するため、削除することとし、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）を参照することとする。